

(4) 添付書類 (農地法第4条・第5条許可申請関係)

許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。

住民票、戸籍謄本及び印鑑証明書については、原則添付させないものとする。ただし、次の場合には必要に応じて添付させるものとする。

住民票 …… 申請書の住所と申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）の住所が異なる場合

戸籍謄本 …… 申請に係る土地が相続登記前で所有関係が確認できない場合及び未成年者が土地を処分しようとする
場合で法定代理人が代理申請する場合等

印鑑証明書 …… 委任に基づく代理人申請で委任者の委任状へ添付する場合

ア 事業計画書（事業の必要性、土地選定の理由、土地利用計画、用（給）排水計画、被害防除措置、離農措置、候補地内に道路水路等がある場合の措置等を記載したもの。ただし、申請書又は他の書面、図面等で確認できる場合は、省略可。）

イ 法人（農地等について権利を取得しようとする者に限る。）にあつては、次のいずれか

（ア） 法人の登記事項証明書

（イ） 定款若しくは寄付行為の写し（法人の名称、所在地、代表者の氏名、業務内容等が確認できるものに限る。）

ウ 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

エ 転用候補地の位置及び付近の状況を表示する図面 縮尺 1/50,000 ないし 1/10,000 程度

オ 公図の写し

申請に係る土地の地番を表示する図面で、法務局備付けのものによる（字限図を含む。）。申請地に関する地目及び隣接する土地の地目も併せて付記し、縮尺、方位、開発区域（朱書き）を明示したもの

カ 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面

キ 当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

（ア） 「資金計画」の裏付け資料として、金融機関等の証明書（原則、金融機関のものに限るが、後日金融機関からの証明書を提出すること等を条件に金融機関以外の者が行う証明書も例外的に可とする（平成19年10月17日事務連絡。）。（資金調達のうち法人にあつては、増資又は既設の売却費を充当するときは、役員会の議決書の写し（原本証明したもの））

（イ） 市町村等にあつては、予算議決書及び条例等に定めるところによる用地取得等の議決書

（ウ） その他資力及び信用があることを客観的に判断することができるもの

ク 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があつたことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があつたことを証する書面

ケ 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これをしてしているときは、その旨を証する書面。手続中等の場合は、その見込みを証する書面

コ 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（ただし、意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）

サ 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

シ その他参考となるべき書面

（ア） 申請地に抵当権、仮登記等が設定されている場合は、転用事業に支障を及ぼすことがないことを証する書面等

（イ） 申請書の記載事項の内容を確認する目的で本人を確認できる運転免許証、パスポート等

（ウ） その他必要と思われる資料